

## 1 趣旨

本要項は、「やまなし県産材利用CO<sub>2</sub>貯蔵建築物認定制度」(以下「認定制度」という。)の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。なお、本要項に定めのない事項については、「やまなし県産材利用CO<sub>2</sub>貯蔵建築物認定制度実施要領」(以下「実施要領」という。)によるものとする。

## 2 事業内容

県産材の利用促進及び県内木材産業の振興を図るため、県産材を利用した非住宅建築物について、木造化又は木質化により創出されるCO<sub>2</sub>貯蔵量及び地域産業への貢献度を評価し、認定を行うものとする。

## 3 申請者の要件

県内外において非住宅建築物(※1)を建築する施主(※2)

### (※1)「非住宅建築物」

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第1項に規定する住宅以外の建築物をいう。ただし、次に掲げるものを含む。

ア 共同住宅、長屋その他これらに類する建築物

イ 専用住宅として整備された建築物であっても、当該建築物の一部が、新築時から、又は増築若しくは用途の変更等により、事務所、店舗、園舎、医療施設、福祉施設その他これらに類する用途に供される部分

### (※2)「施主」

自らが居住する目的以外のために、県産材を利用して、県内外において建築物を新築、増築又は改築する法人、一定の規約を有し、代表者が定められている団体をいう。ただし、国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関、独立行政法人等は除く。

## 4 認定の対象及び要件

認定の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当する非住宅建築物とする。

(1) 施主が県産材を利用して木造化又は木質化を行う建築物であること

(2) 令和8年4月1日以降に着工する建築物であること

認定の要件は、前項に定める認定の対象となる建築物が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に該当することとする。

(1) 木造化の場合 構造材及び内外装材への県産材の利用量が10m<sup>3</sup>以上であること

(2) 木質化の場合 内外装材への県産材の利用量が20m<sup>2</sup>以上であること

## 5 認定

認定要件を満たしている建築物に対し、実施要領別紙「1 CO<sub>2</sub>貯蔵量の算定方法」により、県産材利用によるCO<sub>2</sub>貯蔵量を算定し、認定建築物として認定する。

## 6 評価項目

認定建築物については、県産材の利用によるCO<sub>2</sub>貯蔵量に加え、地域産業への貢献度を評価し、その評価結果に応じて評価ランクを付すものとする。地域産業への貢献度評価については、実施要領別紙の表2に定める次の各項目で点数化するものとし、申請者はこれらが分かる書類を添付すること。

- 1 県産材利用量
- 2 耐火建築物の該当性（木造化のみ）
- 3 建築物木材利用促進協定の締結状況
- 4 県内加工された県産材のみ利用
- 5 県産木製什器類の設置状況

## 7 評価ランク

CO<sub>2</sub>貯蔵効果や地域産業への貢献度評価は、評価点の合計値（最大50点）に応じて、下記に定める区分によりランクを付す。

| ランク区分 | ★     | ★★         | ★★★   |
|-------|-------|------------|-------|
| 評価点合計 | 10点未満 | 10点以上25点未満 | 25点以上 |

## 8 認定書及び認定証の発行

認定建築物には、やまなし県産材利用CO<sub>2</sub>貯蔵建築物認定書を交付する。

また、認定書とは別に認定内容等を記載した認定証（木製プレート）を作成し、交付するものとする。

## 9 認定件数

認定件数の上限は定めない。

ただし、認定証（木製プレート）は10件を上限とし、申請の受付順に交付するものとする。

認定証（木製プレート）の交付上限に達した場合であっても、認定要件を満たす建築物については認定を行い、認定書を交付する。

## 10 公表

認定制度及び認定に係る状況等について、施主が承諾する範囲において、県のホームページ等で公表する。

## 11 申請方法

### ①申請方法

山梨県ホームページに掲載されている認定申請書様式により作成すること。

別記様式の木びろい表については、別途、根拠資料等により当該項目の内容が確認できる場合、本表の作成を不要とする。なお、山梨県ホームページに掲載されている【参考】木材利用算出表（Excel版）の使用も可能とする。

### ②申請書類

次の書類をすべて申請期間内に提出すること。

#### ○木造化

- ・ 木びろい表（別記様式）

利用木材計算書又は当該計算書と同様な内容を記載した資料

- ・ 山梨県産材使用認証書の写し（山梨県産材認証センター発行）
- ・ 建築確認済証又は建築工事届の写し
- ・ 建築物位置が分かる図面
- ・ 平面図、立面図等建築物の木造化の内容が分かる図面
- ・ 県産材利用がわかる建築物の写真

#### ○木質化

- ・ 木びろい表（別記様式）

利用木材計算書又は当該計算書と同様な内容を記載した資料

- ・ 山梨県産材使用認証書の写し（山梨県産材認証センター発行）
- ・ 建築確認済証又は建築工事届の写し
- ・ 建築物位置が分かる図面
- ・ 平面図、立面図等建築物の木質化の内容が分かる図面
- ・ 県産材利用がわかる建築物の写真

#### ○法人・団体の場合

- ・ 法人又は団体であることを確認できる書類

#### ○地域産業への貢献度評価に係る加点を希望する場合

- ・ 各評価項目を満たしていることが確認できる書類

### ③提出部数

正本 1 部

### ④申請期間

令和 8 年 7 月 22 日（水）から令和 9 年 2 月 5 日（金）まで

※郵送により提出する場合は、令和 9 年 2 月 5 日（金）までの消印を有効とする。

※持参により提出する場合は、令和 9 年 2 月 5 日（金）までに提出すること。

## 12 申請先及び問い合わせ先

申請書類は、建築予定地が県内の場合、管轄する林務環境事務所へ郵送又は持参により提出すること。

建築予定地が県外の申請者にあつては、一般社団法人山梨県木材協会に提出すること。

なお、申請書類を郵送した際は、必ず電話連絡を行うこと。

#### ○中北林務環境事務所

管轄：甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・昭和町

住所：〒407-0024 韮崎市本町四丁目 2-4 北巨摩合同庁舎 4 階

TEL：TEL：0551-23-3088（中北林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当）

○峡東林務環境事務所

管轄：山梨市・笛吹市・甲州市

住所：〒404-8601 甲州市塩山上塩後 1239-1 東山梨合同庁舎 3 階

TEL：0553-20-2721（峡東林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当）

○峡南林務環境事務所

管轄：市川三郷町・富士川町・早川町・身延町・南部町

住所：〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田 111-1 西八代合同庁舎 2 階

TEL：055-240-4167（峡南林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当）

○富士・東部林務環境事務所

管轄：富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村

住所：〒402-0054 都留市田原二丁目 13-43 南都留合同庁舎 3 階

TEL：0554-45-7812（富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当）

○（一社）山梨県木材協会

管轄：山梨県外

住所：〒400-8501 山梨県甲府市徳行 4-11-20 山梨県林業会館内

TEL：055-228-7339

H P：https://y-wood.com/

13 その他

- （1）提出された申請書類は返却しないものとする。
- （2）申請状況により再募集を行う場合がある。
- （3）認定書及び認定証の取扱い、認定の効力について
  - ・ 認定を受けた施主は、認定書及び認定証（以下「認定書等」という。）に記載された内容を、社会貢献活動の実績として広報活動等に用いることができる。
  - ・ 認定書等は、県が独自の方法により評価し、認定するものであり、国又は他の地方公共団体等が実施する他の制度と直接の関係を有するものではない。
  - ・ 認定を受けた施主は、認定書等を第三者に販売し、又は譲渡することはできない
  - ・ 増築又は改築、用途の変更、除却その他の事由により、認定建築物が実施要領第3条第2項に定める要件に適合しなくなったときは、認定の効力は失効するものとする。
  - ・ 認定を受けた施主が、認定書等を不正に利用し、他に損害等を与えたときは、認定の効力は失効するものとする。